

オール新見！公募型まちづくり事業

民間の柔軟な発想や専門性と、行政が持つノウハウなど、互いの知恵と力を合わせ、“地域課題の解決”や“地域の活性化”などにつながることを目的とした事業を企画、実施していただく団体を募集します。



1. 事業の概要

次の項目を満たす事業の企画提案を地域団体等から行っていただき、市で審査を実施します。

審査の結果、採択が決定した場合は、提案団体自らが実施主体となり、提案された事業をモデル的に実施（市が提案団体へ事業の実施を委託します）していただきます。

2. 対象となる事業

事業テーマに沿って地域団体等が自ら企画・実施する次の事業

- ・地域創生や地域活性化が期待できる事業で、民間と行政が協働で実施することにより、地域課題の解決が図られる事業
- ・具体的な効果や成果が期待でき、地域力の向上が図られる事業

※ただし、次の要件をすべて満たすものとし、1団体につき1事業が提案できるものとします。

- 1) 提案団体が実施主体となる事業であること
- 2) 年度末までに企画提案を行った事業が完了する単年度事業であること
- 3) 市が実施中または実施予定の事業と重複する事業でないこと
- 4) 事業費の見積が適正であること
- 5) 先進性・先駆性が認められ、他の模範となる事業であること



3. 募集テーマ

- ① 優れた地域資源の活用（新見市の強みを活かした地域活性化につながる事業）
 - 例) 新見の食、生活、自然が体感できる農家民宿、農家レストランの開設・運営
歴史、伝統、文化の掘り起こしや伝承など、地域文化を活用した取組 など
- ② 人づくりと人材の活用（子どもや若者が健やかに育ち、子どもから大人まですべての世代の活躍につながる事業）
 - 例) 子どもや若者の地域に対する誇りや愛着心を育む取組
地域人材を活用した「無料塾」の開講 など
- ③ 交流・定住による活性化（安全で安心して暮らせる環境づくりや魅力的なまちづくりなど、移住・定住につながる事業）
 - 例) 移住・定住希望者への情報提供・体験会や物件掘り起こしなどの空き家対策
異文化の体験や地域が持つ魅力の再発見につながる市外他地域との交流事業 など
- ④ 自由テーマ（上記テーマに該当しないもので、「地域課題解決」や「地域力の向上」につながる事業）
 - 例) 交通空白地での運送事業や買い物支援など、地域コミュニティ活性化事業
空き店舗マップ作成や空き店舗を活用したチャレンジショップ等の商店街活性化事業 など

4. 応募できる地域団体等

次の要件をすべて満たす地域団体等

- ① 次のいずれかに該当する者が2人以上で構成する団体であること
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に勤務する者
 - ウ 市内の高校、短大、大学、その他の各種学校等に在学している者



- ② 市内に活動拠点があり、組織運営のための規約や会則等を有する、営利を目的としない団体であること
- ③ 会社法で定める会社でないこと
- ④ 構成員が市税等を滞納していない団体であること
- ⑤ 構成員が暴力団員等でない団体であること

5. 必要経費の交付

事業の実施に直接必要な経費の全額（限度額100万円／事業）を市から委託料として交付します。

※ただし、次の経費については対象外とします。

- 1) 経常的な団体・施設等の運営に関する経費
- 2) 不動産の取得に要する経費
- 3) 施設整備費（施設の整備や修繕等に要する経費）の一部
※ 施設整備費の一部は対象としますが、施設整備費の1/2以内（上限50万円）を限度とします。
※ 事業実施後、3年間継続して同様の事業を継続しない場合、当該委託料相当額の返還を求める場合があります。
- 4) 備品購入費
- 5) 支払ったことが明確に確認できない経費
- 6) 事業に直接関係しない経費
- 7) 市長が社会通念上、適切でないと認めた経費（構成員の食糧費など）



6. 事業の流れ

企画提案から事業実施までの流れは次のとおりです。

- ① 地域団体等で事業の企画を行い、市役所協働推進課へ事業の提案（必要書類の提出）
【提案期限：5月10日（木）必着でお願いします】
- ② 提案があった企画を市で審査（審査会を開催し、内容を審査します） 【5月中旬予定】
- ③ 審査結果をもとに、市長が採否を決定（結果は、別途、連絡します） 【5月中旬予定】
- ④ 提案団体と市で協議を行い、事業実施内容の調整等を実施 【5月下旬予定】
- ⑤ 市と提案団体との間で委託契約を締結し、提案団体が事業に着手 【6月上旬予定】
- ⑥ 事業完了後、事業報告書を作成し、市へ提出 【平成31年3月下旬予定】

7. その他

- ◇ 事業の企画提案を行う場合は、必ず事前に市役所協働推進課までご相談ください。
(上記のほか、対象外となる事業の要件や団体の条件などもあります)
- ◇ 企画提案を行う場合に必要となる提出書類の様式は、市役所ホームページに掲載しているほか、市役所協働推進課、各支局、各市民センターへ配置しています。
- ◆ その他、本事業について不明な点は、市役所協働推進課までお問い合わせください。

問い合わせ・提出先

〒718-8501
新見市新見310-3
新見市役所 協働推進課
TEL:0867(72)6143 FAX:0867(72)6181
E-mail:kyoudou@city.niimi.okayama.jp

不明な点は、お気軽に
お問い合わせください。
皆さんからの提案を
お待ちしています！

